奥州仙臺萩　巻之七

七

へ13
4060
6

ヘ 13
4060
6

奥州仙台萩

巻之七

一 神並三九郎か囲忠志の事
一 伊達安芸か訴状の事
附 有真因永馬伊賀守忠臣節江戸へ
一 使の事
一 安芸於評定所中にて吟詮の事

イ17・2575(6)

奥州仙台萩 巻之七

49-2700

門 へ 13
号 4060
巻 6

一 住人江戸にて召され候節に
　庭訓の事

一 安藤仕合になりたり候士に異見の事

一 白石城にて立切の事

一 伊達安藤江戸着の事
　黒川郡堤書道濱田玄蕃

　秋保平八の事

京都大学図書

奥州伊達家秘巻之七

神道三光鏡の由来の事

荒木村重が自殺をもつて神道之
大切の法とおもはれけるが今家秘
第一の大事をたのまれ一度筭
まくらをしらし悲くも仕舞して
取捨たれどもその悪をあらためず

イ17 2575(6)

悪鬼切にて死したりける是こそまことの忠
死なりき志のほどを涙にしかんまきしく
悪名をとがめむることはかんせいやかされ
ともしも賢臣かくれびくしたらん故
総忠思ひしてゝ身の害をなさと讒を
おとぬとそうに紫陽が文庫にかわで
かきけたる連蝉をぬすみいだして
更篤なけり紫陽が手にかれをかゝ

び和助が死をみて感涙せしとの
みあらゝ悲しくその分はしきしも涙出
運の知るしれし気のなけれかくしてこ
たち出てもちあそびとはひ仙窟の
いそぎけるほどに利徳にし自然を見
目中にて悲とて書をにて安藤がか
なりきし江戸のり紳金どもは
ともとしいもの漢にして事にて

まうりこしおゐて大切の用事な
れバしばしの対面もかなハずしてなき
よしをもつていひけるに安藝守ハ入て
対面なくてとさきハ三左近陣例の人を
のきたまひしといふ安藝守おもしろからず
おもがらん近習の人をのけるこ座つ
気遣の中ハ又ゲ状御しのたくみ候へハ
家臣のなりしたつて暴悪ふかく自殺

しの事どもいろいろにとめかりし扱
連判状をみせけれバ安藝守これを
きゝつしかまもよかんゐつし伊達の
領家運つかるる大事をとおり後目
かならず思案あるべくとして念頃
ふる容慈悲け候

伊達安藝訴状之事

陸奥守平朝臣以下公卿已以加判

謹之書

宮殿ハそれより御成敗式目貳拾

七ヶ条を定ひし御成敗條の一箇条

これをまもりつゝしむ文中曰

法令其代々後世伊達之

并奉行田中文子之職

謹東保伊達安藤家原中書

讃公

一 讃曰君不君臣以不臣不可不用

一 十七条憲法十七條定置也

一 公ヲ敬ひ思ひ以て文以酒

一 ヨリ見ル可ヲ祭ル事以十二冥衆

一 ヨリ起ル事一ツ也

一 道理三平ト公事土台ニ而

一 御成敗式目以テ申付刑罰候

一 諫ノ辭ヲ用ヒ難キ事
經宗仁愛ノ心堅カラントスレバ以佞
讒諂ノ心ヲ以テ善政ヲ割リ法ヲ不行跡
シ事世間ニ露顯スルヲ己ガ
爲ニ喜事
一 奸臣ヲ信タルハ道ヲ其君惡有是ヲ諫シ
若事有節ニハ目ヲ不見惡事シハ
不諫却而我ニ接スル事
一 [illegible]妙備ノ諫ル事ヲ經宗ガ[illegible]
[illegible]トス誠ニ不義極重ノ大悪
タル事
一 男ヲ下ヤアシヲ可抱 經宗ガ[illegible]
訓ル事
一 經宗ガ[illegible]不行[illegible]
シテ[illegible]ノ事ニ及[illegible]
[illegible]シテ[illegible]ス事

一 秀頼幼少ノ後見ハ仁徳有テ家康公ニ命ス

同後見タル面々附添置候様可致

於御政道ハ心ノ儘ニ可相計事

一 諸士全ク服シ時ニ及騒動ニ悪事ノ

有ル可キ上ハ何レモ秀頼公ノ御後見人ノ仕置

ヲ以テ諸士ハ不服ノ事

一 秀頼公ノ御代後見タルニ依テ代

ノ家ニ於テ新法及非法ヲ除去

民ノ苦ミヲ除ク事

一 秀頼公御仁恵深ク百姓町人ヲ教ヘ

其ノ課役ヲ重タル可シ

先規ノ有来ル外ニ新ニ課役令

雖ヘ困窮セシム事

一 秀頼公成人ノ節伊達ニ政宗等名代トシテ

事ヲ起サセント計ル事

一 毒薬ヲ以テ秀頼公ヲ大将ト害セント

一 懐其父逆意押而毒薬令被
調合事
一 鎌倉中代様江為奉立毎御乳母浅茅
頼家殿後者御拒之悪事一也然時
於和田殿国村及早速出抜
是付呼及同終我参籠時
数人を討事更其意不知也
事

一 若狭小御所立者見江入無念移
鎌倉中代様為奉致見継之讒言悪
事也
一 其以後度々陳状於鎌倉中代様
為奉叛逆事
一 讒言讒言之君ヲ奉蔵匿事
一 昼夜心労而忠節奉勤二
成敗存之所咀し誅之誅ス

又事

一 宗雪息入道者安房小十郎ト

一 其世私タラントスル事

一 奸計ヲ以賢臣ヲ申[illegible]咎[illegible]

一 一味事

一 政道[illegible]再亀千代様ヲ奉

一 進毒ヲ奉スル事

一 荒木[illegible]ト云者ヲ為[illegible]亀千代様ヲ

為奉殺事

一 連判状ヲ以催徒党事

一 借公[illegible]事擬[illegible]之事

一 右之條々一ツトシテ為[illegible]事共[illegible]甲

斐[illegible]之悪事首尾ヲ一家之内[illegible]

可者也

寛文十庚戌年　伊達安芸判

一族之[illegible]名[illegible]

かくのごとく訴状をしたゝめさしいだ
すといへども老中方をおそれまつることを
無益なることを察しとり次者
なし安藤殿はおもふらく帳達てのち
御家老ある要用にくしてを撰な
し江戸表御老中様方へ直訴を爲
しとの家の真田采女伊賀守殿
前をとくして江戸表へおもむかしむ

安藤家御老中方へ越訴の事
附 同人江戸にて召され息子舎の
庭訓の事

右直訴し江戸表にさりし御老中板倉内膳
正殿一通とやきまうしいるしも用談なれど
とかくして久世大和守殿聞たまひしかばてべく
よしとなされければ久世殿へ差出まで

大和守殿元来兵部卿にて入魂なる所々
訳はとかく其儀たつてあくれば
寛文十二年壬子二月二日又同月迄押込
於て内膳正殿が牧野播磨守にてしかく
御老中一番し喜多見殿のなりしかば
久世殿なとゝされけるハ京極伊達
安藤殿が差出したる家来にて当主あ
安藤殿へのせられしかどもきこえけるが

打捨置れしかど色々御詮議
とありけれども大和守殿としられけ
其筋表とも左様にも不存ざれ共
じゝと本意ならぬ其儀にまかせて其代を
上様此安藤殿にまかせて待ぞて御内
無しを自らし家来ともさしのぼせさせ給
細川右京の様に存じ所とありけれども幾度
殿かさしねてきれハ権威に勇めなく

をしきことまことにそれより安藤を恨
むさん事しいと安き事にそろとさ
きけれバ一程して老中いづれも尤ま
あくる年寛永十二年二月上旬伊達
安藝守にほどへさんを見るべく旨御老
中御連判し奉書安藤安藝守方へ
来れバ安藤安藝守おもきに悦び宝月清
猶子を安藤をおはくせんとぞ決ま嫡子

も弘庫を頂かけるといゑ年
今代後しれをぞんじ賊の悪人等
が罪武拾代ケ條を書戦しらし江戸
御奉行元話るところに御奉書をも
しされてし是を見さる是事所もこぶ
そやなりしものに悪意心をかけ罪
詮機公の明けもれなし公事にもかく
をそれべくかとなげれどもなを

雅楽頭殿と右筆は入魂なりしに其
頃久しく江戸に参りけれバ岩槻
平馬をたのみけれバかまへて此事藤蔵にかく
さんとするとをりから若殿に
主ありてお果たらバさだめて其
方とめしよせらるべし たとへ親子
たりとも悪逆のくらゐまで小十郎安房
駿河をかなへ成敗すべきおのれ共に其分ならバ

むしつけ残念の至あはれなさだ
まりけるが家を断絶してものが御座
し左様に若君末流の働あるにおいて
未来までも一命を勤なり若殿へ対面
流浪一決するなれバ仙台城に駿
付て国政をよくよく志らず家をさらし
名をも断絶あるべし父なしとて
名をも下屋敷にて自害させし所為かに

十郎を親と憑み行末と小十郎がもとし
づにまかせて若気やし有髪をとて
お花はれしとおしをみせじ庵のかむまくと
懇に倅幼き数多をのこし譜代
愚顔ありそのまゝで幼き時が先途を見
届べしとて幸そに留わきもでもまたち
しとちろりしが流石恩愛あまりけれなご
りやかしむかりけん又立帰り若君がお

来たりしともかなしやまりせべくのにだ
お都のかけもむきを見なし卑忍とした
ら郎すきいのやまなる忍べしましこ
とある時ある隈をたつとむ人をめぐ
み流浪をせしむ処をとれ訴
れ真田家伊賀へ忠に郎八家に
て用をたのまし給われば浪人に仕
事をおぼ外に出しみ内也べ

なんぢ親にて有まじく父が遺訓
わすれ給ひけるか今生の対面を
しらしむ九是を譲なるべしと云けれ
ば楠帯刀なりつら某がことをとしも
尊氏公へけられ候のうちにたゞし江戸表の
事首尾よく送付て帰陣をまちた
てまつるところなれバ安藤兵衛
宿落源して飛騨忠臣部をなほ

如何にや先あん遺恨をはらして補佐し
て忠義をつくぶし候のうち是今度江戸
まかり乃公事にて大切なり事ならざん
だ粉骨べし存せれバいとまじけれなるといへとく
飛騨国光氏刀忠臣部に安房兵部の
刀をあつけ置是家死だしかみに見れなら
是といふなれバ上意にかんへしを押載此処
忠諫記と忠りを忠義しと岩ありして

元就ハいくさなくして陶晴賢ほろびけれバ大内義長
これある事をかねて元就が身とハ家の事を合せ
り道体目出度帰城を待たてまつ
るといわひて父子主従共に悦しらく酒宴
をなしてたちいでし也

安芸仙台にいたり諸士に異見し来
附 白石城にて主君へ奏し来

安芸ハ関屋城をうちたつて仙台へ
ゆかむとせしきけるに其まはり大将たち宗徒
ミりたしかれ家老中村たちをはじめ
侍ども人上下勢あまた振かゝりして仙台
へいたる伊達安芸めすによつて江戸
表へまかりのぼりけるに相解けれバ
諸士名々残をしと涙にむせびたりあつ
まり安芸此時汝らまむろ御申ける

も家と改たるこそ事にて候へども
治世なりとも乱世をわすれぬは仁人なれ
常にわすれ給ふ其外今度江戸表におゐて
対決におよびのゝちとても誓紙指出し
きことにて候へば理なかるべく危から
ぬ事にて候へども佞人のうら方は酒井雅楽頭
殿といへる御縁者ましませば異儀あるべ
きゝ者共肝心人なれば悪みもそこなはれ沿りて

佞人は欲志をゑて国家あやうかるべ
し其時は片倉小十郎こそ大将の器ある
ものなれば宗利を大将として此城に
たてこもり軍功をあらはさるべ
今仙台譜代の面々心を一ツにして大
ことゝなりなばかしらたまはず兵粮米
堅なりければ御陣へ責来るとも攻がたきは
極しとふてもおもんばかされば三郎兵衛

ふかくたれぞ此称せとつて蒲生氏
るなれども名のしられ渡りし守
将をあそばせしの時にて眼せしをさハ御勘気
不和なりし乱宗利信長に列る所を
亀の中代にかしこし絶井たれども其中知を守
なんぞ懐しとせん又其が愚意をもつ
てしかるときは名のし先祖ハ正宗に
勤労して其功亀鑑に残れり其

末葉として名を捨て命を惜
みたまふらんや千のまた人に我身の太刀なき
これあらず先祖の功をむなしくなさす
るのみならず挟間くゞりて臆病者
よばゝれ一生身を指せし一命を尚
ら先祖の武名を穢しこれ人
たる道を其上西の濱東に住建
ゆくしせん必ず武士称せる家なる

にて其臣足しとし樋口に惣兵衛入いふれ
なりきたらきさせたし残りかたづかし
きことなりしびや窮鬼も散におよし百姓
一揆天草さへ九州し大軍をひたして
毎年にものびしたまたりしを一ツにして二三
年をなのぐさめなれとたしかあせかかね
らびし起たる毎しその寄もをさぐり虚
をさつけし或いは夜討又は朝駆けして

敵を悩ませその後あしらをも一段やして切
てとりかへし祀せしば敵はものたえられし
たちまちに後軍わくの総大将遂し将軍
家臣みなわくしあわてべのしじして城
に籠つくしと嘆なかし中国西国しかち
離れでかうし世の人ならひもちらバ味方
たるゆゑ出来る事とこれあるべしその時
よきはじめとして見せかけ大勢して討たく

一座は雑説とれて[illegible]一哭の声て
外国までもきこゆべし元弘の合戦も
楠が節義も[illegible]のりしことも[illegible]
[illegible]なりしもまれがなき[illegible]にて
と忠誠をもて浪士の心を一励けれど
一座は浪士同音に[illegible]君の恩を嘆
ふ何ぞ[illegible]をとのみおもひ[illegible]
生きしや[illegible]ある[illegible]のこらじとき

気さらにはおしけれども宗雪大石
ようこそむまへしに勝へし[illegible]
[illegible]忠士[illegible]
[illegible]宗[illegible]
十郎が[illegible]城の[illegible]をれを
[illegible]十郎大[illegible]にて[illegible]
[illegible]のあまり[illegible]
[illegible]数[illegible]読よ[illegible]

よつて十郎左衛門しけるおりたゞ井上(いのうへ)な
がらに江戸(えど)のまはりの首尾(しゆび)のよろしく御(おん)なりび
あるべし仙台(せんだい)は其事(こと)八(や)身(み)の果(はて)にて
らへども宗(むね)利(とし)かくしあらんわざもは
御気色(おんきしよく)あるべからびとおもひしれば安芸(あき)
あそうおほげなる拙(しつ)策(さく)して安芸(あき)を離(はな)す
まことにいへども其(そ)の折(をり)からしにて
白石(しらいし)の城(しろ)をおける米市(いち)をも見(み)え道(みち)

再會期ぶ會る度

として三里(さんり)程(ほど)も御(お)取(とり)ありて宗(むね)重(しげ)戦(せん)
あてなく罪(つみ)も辞(じ)退(たい)せるにあらぬ者(もの)
ぞ賜(たま)ひしに居(きよ)城(じやう)へとし抛(なげう)かひり
けるとなり

伊達(だて)安芸(あき)江戸(えど)着(ちやく)す事

附 細川(ほそかは)綱(つな)利(とし)寄(より)道(みち)浅(あさ)田(た)玄(げん)蕃(ば)

秋保(あきう)平(へい)八(はち)の事

録し伊達安藝宗重ハ夜を日
に續ていそぎける程に二月九日江戸
着し[illegible]代殿[illegible]御吟味を遂
其月ハ[illegible]しす労を休めんの爲に
[illegible]延[illegible]綱宗伊達安藝到着
其事を聞て[illegible]早速[illegible]
かねてたくみける文を[illegible]
此首を切て[illegible]上着し[illegible]大[illegible]

其[illegible]文[illegible]の代[illegible]
可[illegible]中[illegible]御[illegible]
[illegible]二[illegible]上[illegible]
し[illegible]思[illegible]
[illegible]二万[illegible]方[illegible]
[illegible]入[illegible]事[illegible]
[illegible]
有し[illegible]其御[illegible]

地頭所へ申付候近年百姓共一味
味我儘之仁義有之殊ニ御公儀対
面之上ニ度々御法度相背不届至極
ニ候依之可被召捕頭取之者人々致
候処逐電一門縁者相尋候得共
行方不知候由[illegible]候[illegible]
御心底如此ニ御座候不宣

二月十二日　綱宗

伊達安藝との

猶々[illegible]以手紙申候[illegible]
角老人ニ申含候[illegible]

以上

別紙

一筆致啓上候然者[illegible]代数[illegible]
申来候[illegible]
御承知[illegible]

者大切數御上意之中代例ニ而在之
御奉公人八人所時ニ切製御中老行
之證人猥ニ不被致候事

一 聚漂ハ清ニ而召仕之事

一 發起甲斐之事ニ付而ハ國家ニ従

差越之者之義ハ被御書出ニ渕

敷御猥ニ被申付之義成之候

可申候口論御事

一 連判状様傍輩御中及問候

可有之用心御事

一 政道損ニ御座候之不分益国之相

違ニ付而ハ頁ニ以後也屹

相定候而代為可申付之

御定之候ニ付而後之御処

無之ハ御互ニ申可有之

書文之通ニ相守不入之候事

竟自分之不行跡ニ引競候某抔
も越度有之中ニ而珍連馬鹿者ニ而
去比御意被下八ツ参り候所以後
隠居之構立向之御用ニ付如此上候屋敷
也右御座所潔申候儀
ニ而慰ニ我儘仕候ニ付向々ニ而
敷し悪口小屋ニ而数度ニ及候程
威丈ケ成ル事仕候故神妙ニ御座候

一 とかく殿様之御咎ニ可逢候事
隠居し候身分より相心得置所
ニ参候所吟味仕候而今日不行跡之至
御まて酒相過候而も食べ候様ニ而申
中其儀ニ而不害ニ存じ禁酒致し者ニ
毒見させ候所まそくし候而死候事
器量ニ而毒迄ニ可害せ候と相見へ
得候其者ニ而人柄申上候事ハ

不苦候得共[illegible]家[illegible]
一同ニ申付[illegible]我等若[illegible]不行跡
後悔無之様先ニ申事

一 今村[illegible]文[illegible]横山[illegible]満同[illegible]
志賀[illegible]是等[illegible]折々参[illegible]
不行跡世間ニ取沙汰以外不宜
御[illegible]間[illegible]堅く[illegible]
毎度[illegible]申事

書次第ニ可申事

一 何の[illegible]相[illegible]罷成[illegible]
[illegible]上御[illegible]其段[illegible]
申付候ハバ[illegible]人共[illegible]者
左様[illegible]付[illegible]申様[illegible]
悪事[illegible]工て後[illegible]右の
通[illegible]申越[illegible]先頃[illegible]
申付候[illegible]御[illegible]申事

一 其方参上り候ことを遠近に覚え候

夫等自筆にて毎度御状に候へども

催促候得共御返事これなく遅参

候事是間中も此者共遣し候へども

筆紙に尽し難く候 上

かくれなきたまづさを玄蕃殿に

さしあげける玄蕃にも長十郎甲斐

が小男にてその者共をも

に綱宗の奉行定めしの事共

兵部殿は年寄付置

綱宗是を諫めども此者共を

そうして安芸殿べくなり

これまで玄蕃が忠臣なる者共

かし御家にあるべきこともなしとかや

頼みたるなり玄蕃此者共も兵部

かくて惨けれバ兵部是を見て

おほかたは箇條氣色にて雑文を嫌なれ共
みせしむ雑文なりとも言にて天下
たもつ事も是にてかたきをつ計
黒白日本松萬をも似たる深
并其之如き事まねきたまへとをし暗かり
し猶筆勢を定めしめ志むるに生き
しも違候ては猶亦代の其の
りも依じ謙害を数し其文白

一 其方上下の事は是非に及ばず候
先達而も其分明し候中立
御存仙一家其外不私候
二不顧之 公儀御指
第一候上は其御極御定
急の代の初の家中に住居
郡里雑第七政事に無之
後國元目の家は代

茂無事ニ被成長候段尤ニ目出度候の
禁制勿論ニ候所ニ油断之事申付
之御事ニ而候処ニ宗候人ニ仰候を
者ハ胡乱之者ニ候得ハ曲事ニ可為
至急ニ可申付甲斐守
何し如何様ニも可申候
兼而可申聞候可為帰参候
し申候て申達候

聞ニ御座候自ニ申候ヘハ不及帰
宅ニ御状上

二月十二日　綱宗

伊達安藝とのへ

録し独させける筆跡選ミ候
連を但し見ゆかしきれとれハ甲
羨大所やに嘲これを玄蕃に申遣
安藝守がかうし是を宗和尚見哉

むらさきに染ぬるにうたがひなし常宗
の自筆なりと見えし一巻を認置しが
年々暇大まく怒りてしかりぬる刺客に
まこれは家名に本意なしとかなしみけれ
たまはずして彼家百年七命をすて
君の為ぬめにさしだしたることを遠縁ま
かへすがへす迷惑に恥ぢたり常宗八安藤
が遺書なりきとおもひしみかへりて秋篠

平八を呼てしかじかと仰されける八木様遂る
宗雪がもとへ一封の書をおくりしくれ其志
をのべるといへども今に遠縁のきた
らざるを待つたがひの御宗雪が是に太刀
そのこころをさぐりたくならせ平八が袈て
急ぎだし安藤が方え行むかひて常宗
の明宗雪がのりてたる道
をぐしに恨ある由をかくして命を

君の為にて候え、うしろ見明度忠
しらし責をかうむらんとおもひこれはまうて
平八立帰りて経宗安芸が調をつげ
れば経宗これをきゝておかしけに驚き給ひ
忽又平八をよしてその書をこれに出しむ
宗雪をはたちもしてこれをとりだして平
八にさらに平八これを経宗が献じ経
宗これをみせしむるのちに安芸二心あ

りて家が君のんを経にみせ申
まて讒書をかくらんといふてかさ
ねて一封をかしらるし安芸披見
しそじめてさてこれを参らせんじ捧て
偽筆を書つとしれは経宗八
讒書をかくのかことをいうりさあれ
をたゞをかしと安芸がかし系たげ
安芸がいかにしとせてしきんじつあ

いさだむべしとの僉議(せんぎ)まちまちにて鬮(くじ)
取(とり)を紙(かみ)に神明(しんめい)のぞむのぞしかまゐ
のがれまじきなどあらそひたるなれどまづ
うけつぎて御代をつぎたちまちまちて
遷(せん)ぜずべし遷ぜざるゆゑおのれいだ
いだしおかずおのべし越ゆるまでおき
越ゆるしまじきものが御座のうちびと
とゞしはりしけるゆゑ御局(つぼね)

れいきやうがたへさしたまへる
ならぬとやらなり

奥州仙臺萩巻之七大成

樂天堂佐藤了翁

紀書